

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 福井県福井市西開発四丁目422番地

氏 名 有限会社吉本重建 取締役 吉本陽子  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日 令和2年5月25日  
許可の有効年月日 令和7年5月24日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

**中間処理 (選別、焼却、破碎・選別)**

**最終処分 (埋立て：安定型)**

産業廃棄物の種類

選 別： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」、がれき類 以上8種類

焼 却： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類

破碎・選別： 金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」、がれき類 以上3種類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

最終処分： 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず」、がれき類 以上5種類  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

(これらのうち自動車等破碎物および特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 ①選別施設 ②焼却施設 ③破碎・選別施設 ④安定型最終処分場
- (2) 設置場所 ①福井県坂井市丸岡町長畝第8字中川原3番1  
②福井県坂井市丸岡町長畝第8字中川原1-6、2番地  
③福井県あわら市波松第64号大兼1-1  
④福井県勝山市北谷町谷60字辨慶岩2-1、3、4-1
- (3) 設置年月日 ①平成15年 8月10日 ②平成 7年 4月10日  
③平成13年 1月10日 ④平成11年11月10日
- (4) 処理能力 ①88t/日 (稼動時間8時間)  
②8t/日 (稼動時間8時間)  
③320t/日 (稼動時間8時間)  
④(面積) 5, 638㎡、(容量) 52, 573.4m<sup>3</sup>
- (5) 許可年月日 ②平成 7年 2月 6日 (許可番号 第 6-006号)

(裏面あり)

③平成13年 2月 1日 (許可番号 第13-014号)

④平成10年 8月21日 (許可番号 第10-007号)

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成 2年 5月25日 新規許可

(2) 平成 7年 4月27日 変更許可

- ・中間処理(焼却)において取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類」、「紙くず」を追加する。

(3) 平成 7年 5月25日 更新許可

(4) 平成 8年 5月 7日 変更許可

- ・事業の区分に「中間処理(破碎)」を追加する。  
(平成12年12月27日付け変更届により廃止する。)

(5) 平成 9年11月27日 変更許可

- ・事業の区分に「最終処分(埋立て:安定型)」を追加する。

(6) 平成10年 8月 6日 変更許可

- ・中間処理(焼却)事業において、取り扱う産業廃棄物の種類に「繊維くず」を追加する。

(7) 平成12年 5月25日 更新許可

(8) 平成13年 9月13日 変更許可

- ・事業区分に「中間処理(破碎・選別)」を追加する。

(9) 平成15年12月16日 変更許可

- ・事業区分に「中間処理(選別)」を追加する。

(10) 平成17年 5月25日 更新許可

(11) 平成17年11月29日 再交付

- ・事務所の移転

(12) 平成20年 3月 6日 変更許可

- ・中間処理(破碎・選別)事業において取り扱う産業廃棄物の種類に「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」を追加する。

(13) 平成22年 8月23日 更新許可

(14) 平成27年 6月24日 更新許可

(15) 令和 2年 5月25日 更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無